

生駒市条例第40号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 救急科

第3条第3項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 形成外科

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。